

# 審 査 基 準

令和4年2月3日作成

法 令 名：	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：	第4条第1項
処 分 の 概 要：	自動車の保管場所証明
原権者(委任先)：	警察署長
法 令 の 定 め：	自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条(保管場所の確保) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条(保管場所の要件)、第2条(保管場所の確保を証する書面等) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条(保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等)、第2条(保管場所の確保を証する通知の申請の手続等)
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	7日間(行政庁の休日は含まない。)
申 請 先：	保管場所の位置を管轄する警察署交通(第一)課
問 い 合 わ せ 先：	保管場所の位置を管轄する警察署交通(第一)課 又は警察本部交通規制課(電話 058-271-2424)
備 考：	